

専門部会の設置について

第11回室蘭市地域公共交通活性化協議会
令和3年10月6日（水）14：30～

専門部会の設置について

1. 専門部会の目的

- 実証実験の分析や検証は、行政・大学・交通事業者・IT事業者などと連携し、成果や課題をとりまとめしていくことが必要です。
- 令和2年度から検討を進めている路線バスに係る再構築の検討についても、実証実験とも連動しながら、市全体として、交通の方向性の検討を深めていく必要があります。
- これらについては、事務局である室蘭市が中心となって、関係機関との調整を進めます。
- 以上を踏まえ、協議会規約第10条に基づき「専門的な調査又は検討を行う」ことを目的に、当協議会の下に、専門部会を設置したいと考えています。

※規約（抜粋）

（専門部会）

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

2. 専門部会構成（案）について

- 室蘭工業大学有村教授、道南バス、ハイヤー組合、室蘭市で構成します。
- 個別協議を行いながら部会での調整を進めます。
- 当協議会の開催に合わせて、専門部会の議論内容を報告・協議します。
- 現在の委員任期に合わせて、令和4年3月末までとします。（来年度以降も継続を基本）

※これまでの専門部会設置の経過（参考）

- 平成30年第1回協議会において、計画策定における専門的な調査又は検討を目的に設置